

平成29年度赤穂市総合教育会議資料

～幼稚園教育要領の改訂について～

(告示日：平成29年3月31日・実施日：平成30年4月1日)

1 幼稚園教育要領の構成

改訂前	改訂後
第1章 総則	前文
第1 幼稚園教育の基本	第1章 総則
	第1 幼稚園教育の基本
	第2 <u>幼稚園教育において育みたい資質・能力及び「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」</u>
第2 教育課程の編成	第3 教育課程の役割と編成等
	第4 <u>指導計画の作成と幼児理解に基づいた評価</u>
	第5 <u>特別な配慮を必要とする幼児への指導</u>
	第6 <u>幼稚園運営上の留意事項</u>
第3 教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動など	第7 教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動など
第2章 ねらい及び内容	第2章 ねらい及び内容
健康	健康
人間関係	人間関係
環境	環境
言葉	言葉
表現	表現
第3章 <u>指導計画及び教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動などの留意事項</u>	第3章 教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動などの留意事項
第1 <u>指導計画の作成に当たっての留意事項</u>	
1 <u>一般的な留意事項</u>	
2 <u>特に留意する事項</u>	
第2 <u>教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動などの留意事項</u>	

2 幼稚園教育要領改訂の基本方針（ポイント）

（1）幼稚園教育において育みたい資質・能力の明確化

幼稚園教育で育みたい資質・能力として、次の3つを示し、幼稚園教育要領第2章に示すねらい及び内容に基づく活動全体によって育むこと

- ・「知識及び技能の基礎」
- ・「思考力・判断力・表現力等の基礎」
- ・「学びに向かう力、人間性等」

（2）小学校教育との円滑な接続

・「**幼児期の終わりまでに育ってほしい姿**」の明確化

【10の姿】

- ① 健康な心と体
- ② 自立心
- ③ 協同性
- ④ 道徳性・規範意識の芽生え
- ⑤ 社会生活との関わり
- ⑥ 思考力の芽生え
- ⑦ 自然との関わり・生命尊重
- ⑧ 数量・図形、標識や文字などへの関心・感覚
- ⑨ 言葉による伝え合い
- ⑩ 豊かな感性と表現

・「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を小学校の教師と共有することなど連携を図り、幼稚園教育と小学校教育との円滑な接続を図ること

（3）現代的な諸課題を踏まえた教育内容の見直し

- ・現代的な課題を踏まえた教育内容の見直しを図ること
- ・いわゆる預かり保育や子育ての支援の充実を図ること